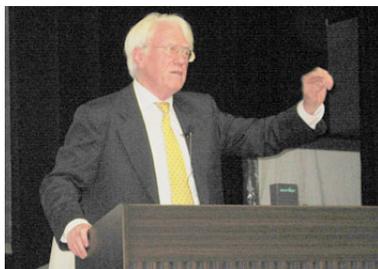


Newsletter

21世紀COE<企業法制と法創造>総合研究所
知的財産法制研究センター

※ RCLIP 特別セミナー (2005/5/9 開催)

「研究活動のグローバル化に伴う研究成果帰属・ライセンスに係る諸問題と紛争回避の対策」



2005年5月9日に慶應義塾大学教授・慶應義塾大学知的資産センター所長清水啓介教授、米国特許弁護士・ワシントン大学ロースクール講師のポール・マイケル＝ジョン教授、ドイツ特許弁護士・欧州特許弁護士ハインツ・ゴッター博士、ワシントン大学(兼早稲田大学ロースクール客員教授)竹中俊子教授を迎えて特別セミナーが行われた。

まず、今回の特別セミナーの共催校である、東京医科歯科大学知的財産本部知的財産マネージャーの藤原晃氏よりご挨拶を賜り、現在同大学で行われているライフサイエンス部門に限った「知的財産の目利き人材養成プログラム」についての御紹介をいただいた。

セミナーでは清水啓助教授から、大学に権利が帰属することに伴う様々な問題とそれに対する取り組みについての説明が行われた。発明者の特定の際インタビューを行って発明者を特定していくことで、学生が発明者となるケースが増加するという効果がでてきているということである。

権利帰属については、文部科学省の方針は各大学で自由にパテントに関するルールを決めるということだったため、ほとんどの国立大学は独立行政法人化に合わせて職務発明制度の導入を行ったという。帰属させるプロセスとしては、大学で生まれたものを申告し、その中で大学に帰属させるものを選択する。大学に帰属させたものについては、大学の費用負担で出願し、対価が入ってくれば分配する形になるということである。大学が権利を持たないものについては発明者に戻すことにしているということであった。その他に大学の帰属がかかえる問題としては、TLO と大学の中に生まれた知的財産の管理運営、包括提携やコンソーシアム等の問題について説明が行われた。

ポール・マイケル＝ジョン教授からは、発明者に対する報酬、発明要件の優先順位、共同発明者の要件についてのご説明をいただいた。アメリカは先発明主義であることから、発明の着想を先にした者が発明者となるため、優先順位は非常に重要であり、テクノロジーが予測可能であるか予測不可能であるかによって裁判所に適用される要件がかわってくるという。

着想は、予測可能な技術に関して言えば実施化には普通的能力しか必要とされないが、予測不能なテクノロジーの場合は実施化してみなければ結果がどうなるかは不明となる。一方で実際の実施化は、予測不能なテクノロジーの場合実施化が行われるまでは本当に機能するかどうか証明できず、着想はなく、かつ真の発明者は発明を実施化した者とみなされ着想した者ではないと説明した。例としてどの時点で着想を終えたかが争点となったバロース・ウェルカム事件、スミス対ブラスケット事件を含む様々な事例が紹介された。

発明者要件の決定方法に着想と実施化同時原則を適用すると、着想をした人ではなく実施化をした人が発明者になると述べた。これについては共同発明者の決定に際しこの原則が使われて特定されたカリフォルニアの判例フィナオイル対エーベン事件を挙げた。予測不可能なテクノロジーにおいて発明の着想者がもっていたのは、うまくいくことの「希望」にすぎず、この原則は使われるべきではなかったとした。不正確な発明者要件により考えられる問題として、発明者が間違っている場合、それによって特許が無効になってしまう場合、不正確な発明者によって希薄化してしまうことを挙げて、発明者の誤記を回避するためには、研究者や発明者に発明者要件について教える事、発明者をはっきりと記載すること、その貢献や協力を明記して発明者要件がわかるようにしなくてはならないと述べた。

ハインツ・ゴッダー博士はドイツにおける特許をめぐる状況と枠組みについて説明された。まずドイツにおける発明の報酬、帰属に関する法律を二つ挙げ、一つが研究と教育に係る自由権を含む憲法、もうひとつは従業者発明法であるとした。従業者発明については、従業員の企業における専門的職務から由来する発明と職務上得た経験に基づいて発明したものが含まれるという。一例として、化学工場のドアマンとして働いていた従業員がトラックの出入りをみて油漏れに気づき、15年後に安全弁に思い至ったとしても、従業者発明とみなされる。

発明は従業員に帰属し、従業員は発明が行われたという事実を経営者に対して通知する義務を負う。発明者の通知後、経営者側は2ヶ月以内にその通知が不完全であるという異議申し立てができ、さらに、共同発明者が絡んでいる案件であれば、発明者間の貢献比率の情報がない場合についても、意義申立ができるという。そしてそれから4ヶ月のうちに経営者が「無制限の形でこの発明を取得する」という宣言をすることで、権利を

経営者側に帰属させることができる。発明権を取得した場合、経営者には出願の義務が課せられる。

例外的に、この発明を営業秘密とすることは経営者の裁量にまかされているが、その判断に従業員に対し通知して特許性を認定することが必要とされ、出願した場合と同様の報酬を提供する義務が生じる。出願しても特許性なしと判断されてしまった場合、最終的には報酬が得られないが、営業秘密の場合には、従業者発明調整委員会に対し、秘密裏の審査の依頼ができ、特許性の判断をしてもらうことができるという。それによって営業秘密に特許性があれば報酬が発生することになる。

報酬の計算についてはガイドラインが発表されているが、ドイツでは雇用の終了後6ヶ月たっても報酬が足りなかったことを裁判所に提訴できるため、条件の類推適用を原則として計算される。それ以外の要素としては、貢献率の想定と売り上げに対する低減率を活用することであるとした。海外での出願については、雇用者が行わない場合には従業員が自由にできることから、出願を行う場合経営者は従業員に通知する義務があるという。

大学教授の発明は、2003年2月5日までは大学に通知する必要はなく個人として出願していたが、その後新たな法が制定され、教授は自分の発明を大学へ通知することなしに、第三者に譲渡することができなくなった。この教授特権が無効となったと同時に、すべての大学ではTLOを公開することが義務付けられたとした。このような契約の雛形としては、ベルリン・コントラクトが多くの場合に使われていることを付け加えた。

この後竹中教授の司会のもとパネル・ディスカッションが行われ、さらに、参加者との間で積極的な質疑応答が続けられた。終了後には、講演者のポール・マイケル＝ジョン氏の事務所であるドーシン・アンド・ウイトニー主催のレセプションが行われた。
(RA 小川明子)

❖ RCLIP 第9回研究会 (2005/6/27 開催)

「大学における著作権ルール」－慶応義塾の取り組み－

小泉直樹 (慶応義塾大学大学院法務研究科教授
／DMC 国際知財・標準化戦略研究ユニット長)



第9回 RCLIP 研究会では、小泉直樹教授を招聘し、「大学における著作権ルール－慶応義塾の取り組み－」と題するご報告を頂戴した。

小泉教授は、今の著作権法では大学において著作権を実現するのは難しく、大学に権利を帰属させることにリスクがあるとした上で、それにもかかわらず大学が果たすべき役割があると指摘した。政府の「知的財産推進計画2005」の第1章には、「大学における知的財産の創造を推進する」と規定されており、著作権については①ソフトウェア、データベース、デジタルコンテンツなどを原則機関帰属とするルールの明確化、②社会への無償開放、有償提供の明確化、③研究成果創出の届出規定の整備などが定められている。大学と著作権の伝統的モデルは論文・講義案などの教員個人の著作物を主として念頭において考えられてきた。しかし職務著作(法15条)の成立範囲は限定されており、その「職務上」という文言の意味が問題になる。小泉教授は会社と違って大学とは独立した個々の研究者の集合体であり、講義案を作成することは職務ではないと解説した。

続いて、アメリカにおいての大学と著作権の考え方が紹介された。アメリカの場合は個人帰属の慣習が定着しており、法人著作の成立可否には

慎重な姿勢をみせているという。イリノイ大学判例(Weinstein v. University of Illinois, 811 F.2d 1091, 7th Cir. 1987)では、「薬学部の助教授が大学の資金で提供された薬剤師向けの臨床プログラムの成果をまとめた論文は、学部長が昇進用に執筆を求めたとしても、大学の伝統上(academic tradition)職務著作にはならない」と判示している。Monotti&Ricketson 著、「Universities and Intellectual Property (2003)」によると、アメリカ各大学でのルールはさまざまであるが、共通項として、大学のリソースを使っても大学に権利帰属しないなど基本的には個人帰属の傾向が強い。しかしそれによって儲けた場合は大学に資金を償還するようにしているという(但しコンピュータプログラムについては別扱い)。

最近では環境の変化により、大学においての著作物は個人ベースではなく、多数の人が関与している場合が多くなってきた。公的研究資金による成果については、商業化を含めた社会還元が大学の新たな社会的責務として求められているが、すべてを個人の著作物とすると、権利関係が複雑化する恐れがある。

以上の点を踏まえて、小泉教授は大学における著作権ルールのあり方について述べられた。講義は教員の著作物である。講義を用いた e-learning コンテンツは講義の二次的著作物であり、その利用には許諾が必要である(個人帰属)。また e-learning 教材以外のデジタルコンテンツや、国または大学の資金などで購入した機材(プロジェクト期間が終わった後の機材も含む)を用いて研究した成果物は誰の所有になるのかの問題が残る。すべて大学のものでなくてもすべて教員でもない中間的ルールが必要になる(共有)。この共有ルールの課題としては、1) デジタルコンテンツに限定するのか、論文著書も含むか、なぜデータベース、ソフトウェアを創作した教員の権利だけ論文書籍を創作した教員よりも制限を受けるのかなど、その対象の範囲を決める問題と、2) 持分をどう決めるのか、ライセンス持分譲渡には

「全員の合意」が必要（法64、65条）であるが、その場合はどうするかの問題がある。これについては、独占的権利・非独占的権利を分けて、非独占的権利は他の共有者の同意なくとも許諾できるとし、その使用許諾により得られる収益は比例分配する義務を負うとするとの意見を示された（もっとも、この「共有」という用語については、後の質疑応答の際に、「職務著作と個人著作の中間」というものを著作権法は想定していなく、条文上人格権の共有は共同著作だけである。人格権不行使特約で人格権単独行使を決めるならばともかく、テクニカルタームで『共有』というのは間違いではないか」との指摘があった）。大学における著作権ルールが決まっていない現在ではこれからもっと議論されるべき問題であると考えられる。

最後にこのような大学での著作物の流通のためのルールの開発について紹介された。まずは、音楽著作権の集中管理においてすでに行われているDRMがある。大学でもデジタル管理センターなどを設けて、大学の著作権をDRM管理できるという可能性を提示した。現在ハリウッドでは、どこで使ってもGPSでその使用を追跡できるデジタルシネマが話題になっているが、大学においてはもっと現実的で廉価なものが開発されるのが望ましいとのことであった。また、公的資金の成果の社会還元、知の発信源としての大学の役割を重視するなどよりソフトな流通のルールとしてOpen Sourceを挙げられた。しかしGPLなどいわゆるオープンソースについては、好まない人もいたので予め決めおく必要があるとの意見を述べられた。

以上の報告に引き続き、参加者との間で積極的な質疑応答が行われた。

(RA 張睿暎)

❖ RCLIP 特別セミナー（2005/7/4 開催）

「国際訴訟戦略と日本の知財紛争処理制度」



RCLIPでは、2005年7月4日、RCLIP特別セミナーとして、大学院法務研究科の知的財産紛争処理法に関する公開講義を開催した。このセミナーには、大学院法務研究科学生のほか、知財に関係する研究者、法曹三者、企業実務者の計167名が出席した。セミナー後は、阿部・井窪・片山法律事務所および中村合同法律事務所の後援によるレセプションを開催した。

市場のグローバル化に伴い、知的財産紛争は日本のみならず、米国・欧州主要諸国で同時に発生する可能性が増大している。このような最近の動向に対応し、早稲田大学大学院法務研究科では、日本及び欧米の知的財産紛争処理法のクラスをそれぞれ開講し、政策的見地及び実務技術両面から学生を教育している。

この特別セミナーは、カウンセリングとパネル・ディスカッションの二部構成で実施された。第一部では、法科大学院の両クラスの合同授業として、国際的特許紛争にまきこまれた場合のクライアント・カウンセリングの技術を具体的仮想例に基づき再現し、費用や損害賠償額、証拠収集手続の長短に基づくフォーラム・ショッピングや警告状の実務等、訴訟戦略を検討した。第二部では、第一部のカウンセリングの内容を基に、諸外国と比較した現在の日本の知的財産紛争処理制度の長短、及び将来的課題についてパネル・ディスカッションを実施した。

第一部では、アメリカ、ドイツ等主要諸国にお

R
CLIP

ける訴訟経験を有する片山英二弁護士、富岡英次弁護士、服部誠弁護士が、企業特許担当者の役を演ずる竹中俊子教授にカウンセリングを行った。

最初に、クライアントを演じる竹中俊子教授が、国際的な特許侵害に関係する仮想事例の事実について説明した。この仮想事例の解決のポイントには、紛争に関連する法的争点のほか、訴訟費用・弁護士費用を抑えるため迅速に紛争を解決したいというクライアントの経済的事情も含まれている。



まず、米国で訴訟を提起する場合の訴訟戦略を立てるために、米国特許弁護士の役割を演じる片山弁護士が、米国特許訴訟の特徴について、ディスカバリー制度、損害賠償制度、迅速な裁判への取り組み、陪審制度、訴訟コストの問題を中心に説明した。ディスカバリー制度の説明の場面では、特許侵害の警告を受けた会社の主任研究員が特許部長宛に何気なく提出した、特許権侵害の可能性について言及している書類を例示し、こうした書類がディスカバリーであらわれた場合、相手方の弁護士は勝利を確信すると述べた。なぜならば、この書類の存在により、有利な和解ができるためである。そのほか、片山弁護士は、米国の特許訴訟における標準的費用が1億円を超えること、訴訟は長引けば長引くほど費用がかかるため、迅速な手続きに配慮していることなどを説明した。

次に、日本で訴訟を提起する場合の留意点について、日本の特許弁護士の役割を演じる富岡弁護士が、訴訟コスト、損害賠償、証拠保全制度、迅速な裁判への取り組み、水際取り締め、方法の特許に関する推定規定の問題を中心に説明した。富岡弁護士によると、日本では、侵害の蓋然性と

特許に無効理由がないことを確信した上で、訴状を慎重に準備し、一気呵成で訴訟を行うことが重要であり、それができれば、年間で1000万円から1500万円で済む場合もあるという。ただし、本件では翻訳費用のコストもかかる点に留意すべきと指摘した。証拠保全手続については、ディスカバリーよりも制約が多く、特に、証拠の必要性を十分に示さないといけない点に困難がある。日本の知財訴訟は、1年以内に終結するものが50%を超えており、2年以内であればほとんどすべてが終結する。

ドイツで訴訟を提起する場合の留意点については、ドイツの特許弁護士の役割を演じる服部誠弁護士が、ヒト・モノ・カネ（管轄・証拠・コスト）という観点から、説明を行った。ドイツでは、125の地方裁判所のうち、13の裁判所にのみ特許侵害訴訟の管轄権が認められているが、中でもデュッセルドルフとミュンヘンの裁判所に訴訟が集中している。両裁判所には、歴史的にも特許事件が多かったため、裁判官が技術系の判断に慣れており、安定性があるといわれている。証拠の収集については、最高裁において、検証に関連する実体法上の規定を用いて、以前より比較的緩い基準で認めるべきとする判決が出された。しかし、この最高裁判決以後も、当該判決に基づいた証拠収集手続は行われていないようである。損害賠償については、日本と同じように損害賠償の推定規定がある。しかし、ほとんどの事案では、実施料相当額が損害として認められている。ドイツには、米国のような3倍賠償というものはない。弁護士費用の一部分は、相手側に負担を求めることができる。デュッセルドルフとミュンヘンの裁判所では1審は1年程度で結審することが多い。訴訟にかかるコストは、標準的には1000万円から2000万円程度だと思われる。

その他、方法の特許で製造された製品の輸入行為に対する差止めの問題や、国際裁判管轄の問題、その他本件の具体的な事実に関連する幾つかの論点について、議論が重ねられた。

第二部では、高部真規子判事（東京地裁民事47部総括判事）と高林龍教授が加わり、特許訴訟に関する現行制度について説明と議論がなされた。

最初に、高部判事から、訴訟の迅速化への取り組みと関連して、権利濫用の抗弁の活用、専門員制度などについて説明がなされた。また、知財訴訟の国際性についても触れて、国際裁判管轄や準拠法等が問題となる場合が多いことに言及した。これにひきつづき、高林教授から米国におけるディスカバリーと営業秘密の保護の問題について問題提起がなされた。各パネリストから、米国のプロテクティブ・オーダーや、ドイツの証拠提出命令の運用状況、日本で2005年4月から拡充された秘密保持命令やインカメラ手続きについての説明が行われた。

さらに、高林教授は、訴訟費用、弁護士費用の問題について問題提起し、各パネリストに対し各国の状況について説明をうながした。（1）ドイツでは、弁護士費用として、法定の手数料とタイムチャージによる報酬とがあるが、訴訟で勝訴した場合、弁護士費用のうち法定の手数料の部分については、訴訟費用として、敗訴者に対して請求することができること、（2）日本では、訴訟費用は基本的に敗訴者が負担するが、訴訟費用には弁護士費用は含まれていないこと、弁護士費用については、相当因果関係の損害として賠償がみとめられる場合があること、（3）米国では、弁護士費用の原則として自己負担であるが、特許については285条があり、例外的に敗訴者負担となる場合があることなどの説明がなされた。

高林教授は、国際裁判管轄や準拠法の問題についても問題提起をおこなった。各パネリストが、各国毎の状況について説明し、議論を行った。

（COE助手 今村哲也）

RCLIP 特別セミナー(2005/8/25 開催)

「先住民の伝統的知識と文化的表現の保護」



先住民の伝統的知識・遺伝資源の権利保護は、知的財産権制度に関する議論のうち最先端のトピックである。本セミナーではクイーンズランド大学（オーストラリア）Kamal Puri 教授を招聘し、併せて RCLIP の RA である青柳由香（早稲田大学法学研究科博士後期課程）が報告を行った。

これまで日本ではいくつかのシンポジウムなどで遺伝資源を中心にこの問題について紹介がされているが、本セミナーでは、Kamal Puri 教授が「先住民の伝統的知識及び文化的表現の現状と法」として、先住民の文化の意義に焦点をあてつつ現在認識されている問題の全体の概要を紹介し、その後、青柳が「伝統的知識及び文化的表現の保護に関するモデル法の概要」として、Puri 教授が起草にあたった太平洋共同体における同名のモデル法の概要について報告をした。

当日は台風が直撃したため、聴衆は多くなかったが、それだけに特に上記問題に関心のある複数の専門家が参加した。フロアからは、Puri 教授の報告の範囲外での国際的な状況について情報の提供もなされた。医薬品に関する先住民の知識の盗用とその商利用に対する、上記モデル法の適用の可能性等についての質問がなされ、Puri 教授から、モデル法の起草段階における国際機関（WIPO 及び UNESCO）の参加の状況が説明された。多くの情報は文書によって公開されていないため、非常に貴重な情報とそれに基づく意見の交換がなされたといえよう。（RA 青柳由香）

国際私法研究部門

はじめに、2005年2月24日から3月8日まで、メキシコのグアダハラおよびメキシコ・シティーに、本研究グループ企画責任者木棚照一教授とRA佐々木雄一が出張し、メキシコにおける技術移転、投資およびFTAについて調査を行ったので、その概要を簡単に報告する（以下のメキシコ出張報告は、昨年度RAの佐々木雄一氏の報告に基づき、筆者が作成したものである）。

まず、グアダハラにおいて大学及び研究機関にて調査研究を行った。2月25日午前中に、グアダラハラのパナメリカーナ大学の大学院法科大学院のDr. A. Gruz教授、Carlos Enrique教授、Guevara Ramos教授他と、NAFTA以降のメキシコ経済及び法システムの現状について質疑を行った。パナメリカーナ大学は、私立大学であるが、南アメリカの国でいくつかの大学や研究機関を有しており、中南米諸国の法状況を知るのに適切な機関である。その後、グアダラハラ大学を訪問し、経済・経営学部ではArroyo学部長他と、環太平洋研究所ではFaruk教授他と、外資法、知的財産法およびFTAについて質疑を行った。また、グアダラハラ大学法学部のTejo教授とFTAについてNAFTAや日本とメキシコの経済連携協定について質疑を行い、大学院法学研究科において、Dr. Murillo教授やDr. Cervantes教授とNAFTA以降のメキシコ経済及び法システムの現状について質疑を行った。

その後、メキシコ・シティーに移動し、2月28日に、タキモト・コルティナ・ファーレル法律事務所を訪問し、Cortina弁護士とNAFTA以降のメキシコ経済の変化及び日本企業の動向について質疑を行った。3月1日には、メキシコ・シティーのデロイト・トーマツ会計法律事務所においてヤマザキ会計士他とNAFTA以降のメキシコへの外資導入状況及び日本企業の動向について質疑を行った。その後、経済省（規制改革連邦委員会）のCarcia Fernandez委員長

他とメキシコの外資政策とFTA拡大について質疑を行った。また、イペロアメリカナ大学のM. E. Pinchetti教授と知的財産法の質疑を行った。さらにメキシコ三菱の松永機械部長にNAFTA以降のメキシコ経済の変化及び日本からの進出企業の動向について質問した。3月2日は、メキシコ・シティーの工業所有権機構（歴史的な経緯から財団の形式を取っているが、実質的には特許庁に相当する機関である）において、Alma A. Mernandez副長官とメキシコの知的財産法制およびその執行について質疑を行った。この他、グアダラハラ及びメキシコ・シティーの大学等において外資法・知財法・FTA関連の文献及び憲法・民商法など法律一般について文献・資料等を収集した。本出張の成果は今後まとめて公表する予定である。

次に、2004年9月に韓国で開催した日韓知的財産法・国際私法共同セミナー（本セミナーの内容はRCRIP第3号（2004年11月発行）5-6頁に紹介している）ならびに2004年11月早稲田大学にて開催した国際シンポジウムおよび共同研究会（本国際シンポジウムの内容はRCRIP第4号（2005年2月発行）5-6頁に紹介している）の成果を、季刊「企業法制と法創造」第4号（2005年5月刊行）に「特集 日韓比較・国際知的財産法研究（2）」として公表している。この特集（2）については、企画責任者である木棚照一教授が序文を書いた上で、シンポジウムの報告者の諸論文を掲載している。Annette Kur教授（マックスプランク知的財産法・競争法・税法研究所）によるマックスプランク研究所提案の紹介とそれに対する石光現教授（漢陽大学）による批判的検討、2004年アメリカ法律協会（ALI）諮問団会議で提案された2004年1月20日の「知的財産紛争の国際裁判管轄と準拠法に関する原則」予備草案No.2に対する盧泰獄教授（大韓民国司法研修院）および伊藤敬也研究員（早稲田大学法学研究科派遣研究員）による批判的検討、知的財産侵害に関する準拠法について欧州の契約

外債務の準拠法に関する欧州議会および理事会規則（ローマII）草案に関する孫京漢弁護士（韓国国際私法学会副会長）による検討、WIPO著作権条約およびWIPO実演レコード条約と韓国著作権法制の関連についての李大熙教授（光云大学）による報告、知的財産紛争とADRについての中野俊一郎教授（神戸大学）による報告をまとめている。

さらに、2005年9月3日から4日まで、国際私法研究グループと韓国国際私法学会主催で国際シンポジウム「国際知的財産権・国際私法の論点」を韓国の慶州において開催する予定である。以下にその概要について紹介する（この国際シンポジウムの成果は、後日「季刊企業法制と法創造」にまとめて掲載する予定である）。本シンポジウムでは、これまで国際私法研究グループにおいて継続して研究を行ってきた国際知的財産法および国際私法上の諸問題について、わが国および韓国の国際私法・知的財産法の共同研究者と共に報告・討論を行う予定である。以下の内容について報告・討論を行う。

第1日目は「国際知的財産権の諸問題」を主題に、座長を崔公雄弁護士（韓国国際私法学会会長）として、孫京漢弁護士（韓国国際私法学会副会長）が「観光資源と知的財産権」の報告を行う。また、インターネットにおけるドメイン名と商標の抵触の問題解決に関連してICANNにおいて採択された「統一ドメイン名紛争処理方針」（略称UDRP）について、韓国の事例を参考に、林治龍判事（ソウル中央地方法院）が「UDRPと国際裁判管轄合意—韓国 hpweb.com 判決を中心に—」の報告を行う。インターネット上の商標権侵害については、伊藤敬也研究員（早稲田大学法学研究科派遣研究員、財団法人比較法研究センター研究員）が「インターネット上の商標権侵害の国際的論点」を報告する。さらに、インターネット上の著作権侵害については、李奎浩教授（光云大学）および中山真里（早稲田大学法学研究科博士後期課程、早稲田大学21世紀COE「企業法制

と法創造」総合研究所RA）が「インターネット上の著作権侵害の国際的論点」の報告を行う。

第2日目の午前は、「国際私法に関する最近の動向」を主題に、金文煥教授（国民大学校総長）を座長として、国際私法立法の近年の動向と関連して報告・討論を行う。まず黃勳霆教授（帝塚山大学）が「国際観光旅行の国際私法上の問題点」について報告を行う。次に、1992年から検討がなされ、「民事及び商事に関する裁判管轄及び外国判決に関する条約草案」が1999年草案および2001年外交会議による修正草案として作成された後、議論の後に範囲を限定して検討した結果、2005年6月30日ハーグ国際私法会議において採択された専属的管轄合意に関する条約について、道垣内正人教授（早稲田大学）が「ハーグ裁判管轄合意条約の意義と論点」の報告を行い、盧泰嶽教授（司法研修院）が討論を行う。さらに、わが国では国際私法の法例の規定の現代化作業が進められており、平成15年から法制審議会国際私法部会において審議され、2005年3月22日「国際私法の現代化に関する要綱中間試案」が公表され、その後の意見を踏まえて、2005年7月12日第28回会議において「国際私法の現代化に関する要綱案」が取りまとめられた。この要綱案は2005年9月6日に法制審議会総会に報告され、その審議を経て法務大臣に答申される予定である。これに関連して早稲田大学道垣内正人教授が「日本の国際私法改定の最近動向」の報告を行い、張峻赫教授（慶熙大学）がコメントを行う。

第2日目の午後は、「国際家族法の諸問題」を主題に、李好珽教授（ソウル大学名誉教授）を座長として、渡辺惺之教授（立命館大学）が「子の奪取に関する国際私法上の問題」の報告を行い、金元泰教授（忠北大学）が「国際離婚の法的問題」について報告を行う。さらに「韓日間国際相続の法的問題」について、日本側からは木棚照一教授（早稲田大学）が報告し、韓国側からは金相琿教授（釜山大学）が報告した上で、討論する予定になっている。（RA 中山真里）

アジア知的財産判例データベース進捗状況

<http://www.21coe-win-cls.org/rclip/db/>

❖中国 DB プロジェクトの進捗状況

7月8日～7月18日、中国 DB プロジェクトの各協力者に表敬訪問を行った。中国の中山大法学院の李正華助教授、上海高級人民法院第三人民法廷張曉都裁判官、北京大学法学院の張平教授、清華大学法学院の王兵教授、人民大学法学院の郭禾教授と前年度プロジェクトの課題を検討し、解決策を探り出す。また、新年度の DB 構築協力をお願いし、契約更新についての意見交換も行った。

異常気象の今年、中国7月の気温は既に40度に達し、炎天下の中ハード・スケジュールにも関わらず、各先生方のご協力を得て十分な議論を行い、限られる予算で中国 DB 構築に対していろいろな有益な意見を頂いた。また、上海市の協力者である弁護士曹宇氏からもアドバイスを受けた。その後、8月初頭中山大学李先生から、最新の修正版（第三版）を頂き、現在、翻訳会社の協力を得て、順調に翻訳している。（RA 兪 風雷）

❖タイ DB プロジェクトの進捗状況

現在、209件の判例が掲載されている。本年度中に、さらに50件の判例を追加する予定である。また、10月12日に、タイ王国知的財産国際貿易裁判所（IP&IT裁判所）から判例データベースプロジェクトに係わっている4名の裁判官を招聘し、早稲田大学においてアジアセミナーを開催する予定である。（詳細は本ニュースレター末尾の研究会案内参照）（COE助手 今村哲也）

❖インドネシア DB プロジェクトの進捗状況

インドネシアでの本プロジェクトは、インドネシア最高裁判所と協力の下、着実に進んでいる。8月半ばの連絡によると、データベースに掲載する判例の選択が終了し、その一覧が出来上がったとのことである。現在は判例の要約の段階にあり、

その進捗の状況の確認、及び今後の計画についての会合のため、RCLIP 側担当者が10月に再度ジャカルタを訪問する予定である。

（RA 青柳由香）

❖台湾 DB プロジェクトの進捗状況

台湾での本プロジェクトは、台湾大学謝銘洋教授らのプロジェクトチームとの協力によって遂行されることとなった。プロジェクトチームは、謝教授のほか、弁護士、裁判官の3名からなり、いずれも台湾における知的財産問題の専門家である。

7月には台湾プロジェクトの責任者が台北を訪問し、協力関係の確認と今後のスケジュールの確定を行った。現在の計画では、今年度末には数件、来年度頭には100件超の台湾版判例がデータベースに掲載される予定である。

（RA 青柳由香）

❖ベトナム DB プロジェクトの進捗状況

2005年7月、米国 USAID の支援によるベトナム初の人民最高裁の判例集 2003-2004 が発行された。今後は他の裁判所の判例集もまとめていく方向にあると発表され、ベトナムも判例公開の方向に動いていることが確認できる。

（<http://thanhniennews.com/politics/?catid=1&newsid=7982>）

DB プロジェクトについては、日本のベトナム法整備支援関係者を通じ、人民最高裁に対して本プロジェクトへの協力を求めたところ、基本的には共同で進めることに興味を示す旨のメールを受信している。次の段階としては、当方から今後の計画案を明らかにするとともに、これまでの RCLIP の DB 構築経緯を示してベトナムの特殊性を加味した形でプロジェクト推進を図ることになる。計画案に対する大まかな合意が得られた時点で、具体的交渉を進めるために関係者のベトナム訪問を予定している。（RA 小川明子）

❖韓国 DB プロジェクトの進捗状況

韓国知財判例データベース構築プロジェクトは近日スタートを目標にリサーチを進めているところである。2005年8月には韓国に行き、チェ・ソンジュン判事（特許法院部長判事）、カン・キジュン判事（大法院知的財産部裁判長）、ヨ・ミヌック判事（法院図書館調査審議官）、イ・スワン弁護士（弁理士・元裁判官）、パック・ジュヌ教授（ミョンジ大学法学部）など、知的財産権を専門とする韓国の研究者や実務家から大変有意義な情報及びアドバイスを多数受けた。韓国では大法院付属の法院図書館の主導で主要判例の英文化がすでに始まっていて、1次分の判例が年末にはウェブに公開される予定だという。しかしこちらは知財判例のみならず、全分野の判例を選別して英訳しているので、RCLIPの知財判例データベース構築プロジェクトとは少し異なる。これと本プロジェクトをどう調整しながら進めていくべきかなど、これからも現地調査を続けながら進めていく予定である。（RA 張睿暎）

❖アジア知的財産判例検索システムの紹介記事

特許庁技術懇話会の発行する特技懇誌 237号にRCLIPのアジア知的財産判例検索システムの紹介記事が掲載されました。（詳細は以下参照）。
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/237kiko1.pdf>

❖特許庁研究事業の採択

早稲田大学では、平成17年度特許庁研究事業として「東アジアにおける産業財産権関連紛争の裁判上の処理に関する実態調査」が採択された。

本研究調査では、我が国の産業にとって重要な投資先である中国、韓国、タイ、インドネシア、台湾、ベトナム等の東アジア諸国において産業財産権が適切に保護されるべきという観点と、これらの国および地域における産業財産権制度の研究推進・研究者養成・ネットワークの確立という観点から、産業財産権関連紛争が、各国の裁判所においてどのように処理されているのかという

点について、具体的にその実態を調査研究することにより、有益な結論や提言を含む報告書としてまとめる。

具体的には、（1）各国の裁判例を集積して分析することにより、各国の裁判例の傾向を考察するとともに、（2）各国の裁判所関係者や実務者等と共同で裁判上の処理の実態を共同調査することにより、裁判上の手続きを利用する上での問題点等について具体的に検証する。また、調査内容をテーマとした（3）アジアセミナーを開催し、多くの関係者と理解を共有する場を設ける。

研究会・セミナー開催のお知らせ**❖アジアセミナー「中国企業法務の論点解説～知的財産権、投資環境に関する重要論点を中心に～」**

【日時】2005年9月29日（木） 18:00～20:00

【場所】早稲田大学8号館3階会議室

【言語】中国語 日本語による逐次通訳

【講師】：陳有西氏（浙江京衡律師事務所 事務所長・中国高級弁護士）

【通訳・解説】

傅智操氏（寧波大学助教授・中国弁護士）

多々良晃弘氏（株式会社ネクステージ代表取締役）

【概要】

陳有西氏は、民営企業の活動が盛んな中国浙江省で活躍しており、現地主要国営・民営企業案件のみならず、外国企業を含む多くの訴訟に携わっている。専門分野も幅広く、全国弁護士協会知的財産委員会幹部として、特に知財分野には深い造詣を持つ。「中国は法治よりも人治」と日本ではよく耳にするが、果たして現状はどうか。企業活動を行う上でどうした点に留意すべきなのか。ビジネスリスクは法律でどこまで回避可能か。知的財産、投資環境など、重要論点を提示しながら、実務家にとっても有益な内容の講演を行う。

また、陳有西氏は中国政府の定める行政法起草メンバー、中国最高裁判所より招聘された全国裁



判所十年計画起草メンバーを務めており、政府が国策として、どのように法律を運用するか、より大きな流れで掴むことができるよう解説する。

【講師略歴】

<学歴・資格>

- ・杭州大学（元浙江大学）文学部、北京大学法学部高級裁判官研究科、中国証券取引監視委員会社会取締役研究科卒業

- ・中国企業顧問資格取得

<現職>

- ・中国高級弁護士及び法学教授
 - ・中国弁護士協会憲法・人権委員会副主任
 - ・中国弁護士協会知的所有権委員会副秘書長
- ・浙江省公安厅法律専門家委員会委員
- ・浙江省公安厅法律執行監督員
- ・浙江公安専門大学教授
- ・浙江工業大学教授

※お申し込みはこちら

<http://www.21coe-win-cls.org/project/activity.php?gid=10052>

❖米国特許訴訟セミナー

【日時】2005年10月4日（火） 9:00～17:00
（昼食の準備有り）

【場所】虎ノ門パストラル（東京メトロ日比谷線神谷町駅より徒歩5分）

【言語】英語。ただし、モデレーターによる日本語説明や逐次通訳有り。

【概要】

早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所知的財産法制研究センターは、Finnegan, Henderson, Farabow, Garrett & Dunner, LLPとの共催により、「米国特許訴訟法セミナー」を開催する。今回は、知的財産訴訟やロケット・ドケットで知られるバージニア州西部地区合衆国連邦地方裁判所より、Liam O'Grady判事をお招きしている。

本セミナーは、米国で、現在数多くの特許訴訟に携わるLiam O'Grady判事や弁護士による模

擬裁判や講義を通して、訴訟や法廷での戦略、技術等について、現場でどのように対処すればよいかを示し、説明やアドバイスを行う米国特許訴訟の集中セミナーであり、参加者がより高度な知識と技術を得られるようになっている。

具体的には、特許訴訟の事前調査、リスク・報酬の評価、米国の裁判システム、法廷と陪審員の役割、ITCを含む種々の裁判所と裁判地のメリットとデメリット、ディスカバリーの戦略的使用および実例による説明、望ましい結果や和解を目指したクレーム解釈（Markman Hearing）の戦略的使用、裁判の準備、証人・陪審員の選択、証人尋問、控訴手続きなどを対象とする。講義、模擬裁判や証人尋問を通して、判事や弁護士から直接アドバイスや説明を受け、質疑応答も交えた有意義なセミナーとなる。

なお、セミナーに際し、昼食の提供、終了後懇親会も予定している（参加無料）。

【講師】：

Hon. Liam O'Grady U.S. District Court Magistrate Judge, Eastern District of Virginia
Robert Burns - Finnegan, Henderson (Reston, VA)

David Hill - Finnegan, Henderson (Reston, VA)
Dori Hines - Finnegan, Henderson (Washington, DC)

Michael Jakes - Finnegan, Henderson (Washington, DC)

Michael Morin - Finnegan, Henderson (Washington, DC)

Naoki Yoshida - Finnegan, Henderson (Tokyo, Japan)

【問合わせ】

お申し込みは、ウェブサイトからお願いします。セミナーの詳細については、下記まで：

フィネガン、ヘンダーソン、ファラボー、ギャレット アンド ダナー 東京事務所

担当：松村（電話 03-3431-6943 / E-mail eriko.matsumura@finnegan.com）



※お申し込みはこちら

<https://www.21coe-win-cls.org/info/reservation.php?sid=10302>

❖アジアセミナー

「平成17年度特許庁研究事業「大学における知的財産権研究プロジェクト」第1回アジアセミナー『東アジアにおける産業財産権関連紛争の裁判上の処理（タイ王国編）』

【日時】2005年10月12日（水） 18:00-21:00

【場所】早稲田大学 20号館【大隈会館】201・202室

【テーマ】東アジアにおける産業財産権関連紛争の裁判上の処理

【言語】タイ語 日本語の同時通訳

【講師】

V. パトラサック判事（控訴裁判所判事、前中央知的財産国際貿易裁判所長官）

N. スヴィチャー判事（中央知的財産国際貿易裁判所長官）

S. ヴィシット判事（中央知的財産国際貿易裁判所）

T. ルアンシット判事（中央知的財産国際貿易裁判所）

【概要】

最近、我が国とタイ王国との間で、自由貿易協定（FTA）が大筋で合意したこともあり、両国の経済的交流が今後ますます拡大することが期待されている。しかしその一方で、両国における産業財産権関連紛争が増大するとともに、裁判所における問題の解決がクローズアップされてくることも予想される。このセミナーでは、タイ王国の知的財産専門裁判所の現役判事を招聘し、裁判上の処理に関する具体的な話を伺うことにより、タイ王国における産業財産権関連紛争の裁判上の処理について、多くの関係者と理解を共有する場を設けることを目的としている。

※本プロジェクトの実施において、（財）知的財産研究所の支援を受けております。

※お申し込みはこちら

<https://www.21coe-win-cls.org/info/reservation.php?sid=10298>

❖第10回 RCLIP 研究会

【日時】2005年10月28日（金） 18:00～20:00

【場所】早稲田大学国際会議場第2会議室

【テーマ】知財法の交錯領域について（総論）

【講師】渋谷達紀教授 早稲田大学法学研究科

❖第11回 RCLIP 研究会

【日時】2005年11月19日（土） 15:00～17:00

【場所】早稲田大学9号館5階第一会議室

【テーマ】修理や部品の取り替えと特許権侵害の成否

【講師】田村善之教授 北海道大学大学院法学研究科

❖RCLIP 特別セミナー

【日時】2005年12月16日（金） 18:00～21:00

【場所】未定

【テーマ】米国特許法に関連する最新の話（詳細未定）

【講師】

Stephen G. Kunin 氏（USPTO 前副長官； Director of the J.D. and LL.M. Programs in Intellectual Property Law at the George Mason University School of Law; Special Counsel, Oblon, Spivac, McClelland Maier and Nuestadt）

編集・発行

早稲田大学 21世紀 COE

<企業法制と法創造>>総合研究所内

知的財産法制研究センター長 高林 龍

Web-RCLIP@list.waseda.jp

<http://www.21coe-win-cls.org/rclip/>